



国家公務員医療職俸給表(三)の改正が実現



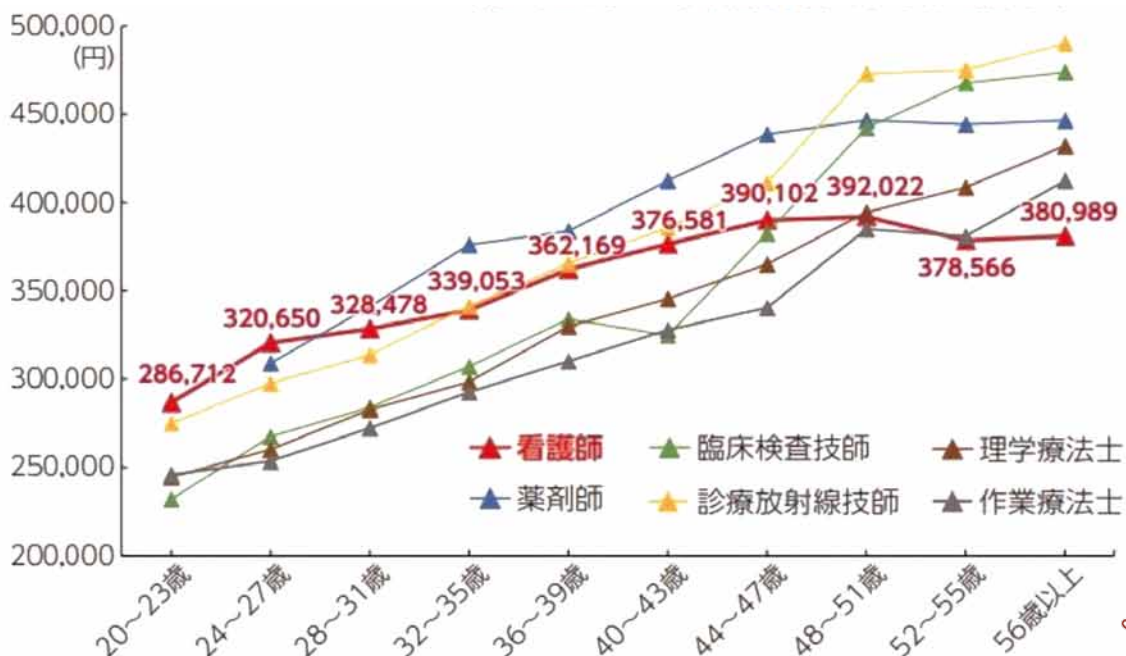
参議院議員 石田 まさひろ

看護職の賃金は、仕事の内容に比して給与の水準が抑えられていたことが長年の課題となっていました。

岸田総理大臣が「看護師等の収入増を図る」方針を明言し、看護職の処遇改善に向けた取り組みとして、看護職員等処遇改善事業、診療報酬における看護職員処遇改善評価料が進められてきました。しかし、すべての看護職の給与の引き上げが確実に行われるよう強く求めましたが、約3割の看護職しか対象になりませんでした。これは、良かった反面、大変悔しい思いを残しました。そこで、違う方向からのアプローチが必要

と思い、医療職俸給表(三)の見直しに取り組みました。

図1 職業別・年齢階層別月額給与



出典：人事院(2019)、民間給与の実態(平成31年 職業別民間給与実態調査の結果)



看護職の給料は、入社当初は他の医療職よりも高いものの、その後、経験や知識を積み、キャリアアップを重ねても上がっていかないことから、「寝たきり給料」と呼ばれています。(図1)

このような給料の推移は、看護職の責任の重さや役割の大きさに見合ったものではなく、長年の課題となっていました。そこで、この課題を改善するため、多くの病院などが参考にして

員看護職の俸給表である医療職俸給表(三) 級別標準職務表の昇級基準の見直しについて、看護連盟、看護協会、看護職員が一体となり働きかけ、31年振りの改正が実現しました。(図2)

図2 医療職俸給表(三) 見直し概要

高度な専門性や能力を有する人材の活躍をより一層支援するための給与制度改革(概要) 【参考2】

公的価格評価検討委員会の「中間整理」(令和3年12月)において「すべての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善のあり方について検討すべき」とされたことを踏まえ、国家公務員の看護師について職務の実態等を踏まえた改善の必要性を検討

→ **管理的立場にある看護師や特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師**について、キャリアアップに伴い、より高い職務の級に昇格できる環境整備を図ります。

医療職俸給表(三) 級別標準職務表見直し 人事院規則改正

現行制度

- 職員の職務の級は、「級別標準職務表」に定める標準的な職務を基準に決定。昇格に当たっては、他の要件のほか、職務の複雑・困難・責任の度がその級に応じたものであることが必要
- 医療職俸給表(三) 級別標準職務表において、**看護師は2級、看護師長は3級及び4級**に位置付けられている

○ 現行の級別標準職務表 医療職(三) (抜粋)

職務の級	標準的な職務
2級	看護師の職務、保健師又は助産師の職務
3級	医療機関の看護師長の職務
4級	医療機関の副総看護師長若しくは副看護部長又は困難な業務を処理する看護師長の職務

改正のポイント

- 医療職俸給表(三) 級別標準職務表において、
・現在の副看護師長の実態(3級に格付け)等を踏まえ、新たに副看護師長を3級に位置付けるとともに、**看護師長の基本的な位置付けを4級に**
※ 副看護師長を置かない小規模な医療機関では、3級看護師長を置けるようにするため、4級看護師長の職責は標準より高い「相当困難」と規定
・**特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務を新たに3級に位置付け**

○ 改正後の級別標準職務表 医療職(三) (抜粋)

職務の級	標準的な職務
2級	看護師の職務、保健師又は助産師の職務
3級	医療機関の副看護師長の職務 特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務
4級	医療機関の相当困難な業務を処理する看護師長の職務

級別標準職務表においては、「標準」⇒「相当困難」⇒「困難」⇒「特に困難」の順に職責が高くなる

出典：人事(2022年)、高度な専門性や能力を有する人材の活躍をより一層支援するための給与制度改革

改正前、医療職俸給表(三)で、看護師は「2級」、看護師長は「3級」に位置付けられており、看護師長にならない限り、看護師はずっと2級であり続けていました。2級は3級よりも昇給額が小さいため、同じ年数を働いていても給料がなかなか上がらず、「寝たきり給料」となってしまいます。今回の改正では、看護師長が「4級」に昇級し、従来の副部長クラスの給料となり、看護師長になった後の昇給額が大きくなります。また、「3級」を「特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務」としました。仕事の質を評価するもので、リーダー業務を担う力のある看護師などが該当すると考えています。看護師が知識経験を積むことで、2級から3級に上がり、従来の看護師長クラスの給料にすることができるようになります。そして、給料が上がれば、手当やボーナスの増加、生涯で得る給料、さらに年金の増加に繋がることを期待しています。

さらに、級別標準職務表見直しの意図を理解し、キャリアアップに伴う処遇改善を推進するため、厚生労働省医政局長から、国立以外の病院等でも取り組んで欲しいとの通知も発出されました。このことから、看護師の処遇改善は国の意思であることがわかります。



看護連盟、看護協会が国政に送り出した石田まさひろ参議院議員の多大なる尽力によって、実に31年ぶりに、国家公務員医療職俸給表(三)の改正が実現しました。すべての看護職員の処遇改善に向けての大きな一歩です。今回の賃金制度の実現に向けて一歩を踏み出しましょう。